

令和5年第8回  
箕面市農業委員会総会会議録

令和5年8月16日（水）

箕面市農業委員会

1. 開催日時 令和5年8月16日(水)  
午後1時30分から午後2時22分まで

2. 出席委員(21名)

1番	稲垣 惠一	2番	神代 繁近	3番	川上 加津子
4番	加藤 博一	5番	岡沢 聡	6番	稲野 実
7番	釋 巖	8番	東浦 有治	9番	長澤 均
10番	生田 梨恵	11番	藤井 照三	12番	森田 直弘
13番	中井 正美	14番	杉本 泰彦	15番	西尾 正美
16番	植山 照男	17番	長澤 陽子	18番	豊田 茂実
19番	中久保 明	20番	西田 清明	21番	中井 博幸

3. 会議録署名委員

2番 神代 繁近      3番 川上 加津子

4. 出席事務局職員

事務局長	西田 昭浩	室長	佐治 功	グループ長	竹内 亜衣
参事	山岸 健史	主任	辻岡 昌樹		美谷 一哉

5. 傍聴者(1名)

6. 議事日程

第46号議案 箕面市農業委員会会議規則の一部改正の件  
第47号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書発行の件  
報告第43号 専決処理の報告の件(農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理)  
報告第44号 専決処理の報告の件(農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理)  
報告第45号 専決処理の報告の件(農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理)  
報告第46号 専決処理の報告の件(農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理)  
報告第47号 専決処理の報告の件(農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理)  
報告第48号 専決処理の報告の件(農地法第5条第1項第6号の規定による所有権移転届出受理)  
報告第49号 専決処理の報告の件(農地法第5条第1項第6号の規定による所有権移転届出受理)  
報告第50号 農地等状況報告の件

令和5年第8回箕面市農業委員会総会

(開会 午後1時30分)

- 議長 それでは、ただ今から、令和5年第8回箕面市農業委員会総会を開会いたします。
- 座らせていただいて、進行させていただきます。
- この会議は、農業委員会等に関する法律第32条に総会及び部会の会議は、公開する旨、規定されておりますので、傍聴の希望があれば、原則入室の許可をするものといたします。
- 事務局 傍聴者が1名おられます。
- 議長 次に、事務局より本日の出席状況を報告いたします。
- 事務局 本日は、委員21名全員出席です。
- 従いまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、会議は成立しておりますことを報告いたします。
- 議長 それでは、日程第1、会議録署名委員指名の件を議題といたします。
- 慣例により、私から指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
- 全委員 異議なし。
- 議長 それでは、2番 神代委員さん、3番 川上委員さんをお願いします。
- 次に、日程第2、第46号議案、箕面市農業委員会会議規則の一部改正の件を議題といたします。
- 本件につきまして、事務局の説明を求めます。
- 事務局 ただいま議題となりました第46号議案につきまして、ご説明申し上げます。
- 議案書1ページ、参考資料1ページからでございます。
- 本件は、本委員会の運営に係る事務の効率化を図るため、本規則の改正をご提案するものです。
- 改正の内容といたしましては、第20条第2項中、会議録の署名押印を署名

に改めるものです。

以上、第46号議案のご説明といたします。

議 長

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、原案どおり決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全 委 員

(異議なし)

議 長

ご異議がないようでございますので、本件を原案どおり決定いたします。

次に、日程第3、第47号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書発行の件を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事 務 局

ただいま議題となりました第47号議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案書2ページ、参考資料2ページからでございます。

買取り申出する土地は、稲 [ ]、地目は、台帳 [ ]、現況 [ ]、面積は [ ] 平方メートル、他 [ ]、合計 [ ] で、面積の合計は [ ] 平方メートルです。

主たる従事者は、[ ] 氏、申出人は本人で、申出事由は [ ]、申出事由が生じた日は令和 [ ] でございます。

以上、第47号議案のご説明といたします。

議 長

本件につきまして、杉本委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

杉本委員

第47号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。

申請地は、[ ] から [ ] へ約 [ ] メートルに位置する [ ] の農地です。

申請人の [ ] 氏は、令和 [ ] に、[ ]、この度、買取り申し出のために、農業の主たる従事者の証明を申請されました。

生産緑地台帳において、[ ] 氏本人が、農業の主たる従事者であることが確認され、あわせて現場確認で現在も農地として管理をされていたことを確認しました。

証明書の発行には問題はないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。



議 長

次に、日程第5、報告第44号を議題といたします。  
本件につきまして、事務局から説明と調査内容の報告を求めます。

事 務 局

ただいま議題となりました報告第44号につきまして、ご説明申し上げます。

議案書2ページ、参考資料は6ページからでございます。

届出地の所在は、西宿■■■■、地目は、台帳、現況ともに■■■、面積は■■■■平方メートルです。

届出人は、■■■■氏、転用目的は■■■■となっております。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和5年7月3日に専決し、処理するものでございます。

続きまして、調査報告書を代読いたします。

届出地は、■■■■から■■■へ約■■■メートル行ったところにある農地です。

届出人は■■■■氏で、このたび、■■■■を整備するため、4条の転用届出をされたものです。

周辺につきましては、北側及び西側は■■■、東側は■■■、南側は■■■となっており、雨水は道路側溝へ放流されることから、周囲の農業経営に影響はないものと思えます。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議 長

次に、日程第6、報告第45号を議題といたします。  
本件につきまして、事務局から説明と調査内容の報告を求めます。

事 務 局

ただいま議題となりました報告第45号につきまして、ご説明申し上げます。

議案書3ページ、参考資料は8ページからでございます。

届出地の所在は、桜■■■■、地目は、台帳■■■、現況■■■、面積は■■■■平方メートルです。

届出人は、■■■■氏、持ち分■■■■、他■■■名、転用目的は■■■■となっております。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和5年7月11日に専決し、処理するものでございます。

続きまして、調査報告書を代読いたします。

届出地は、[ ]から[ ]約[ ]メートルに位置する農地です。

届出人は[ ]で、このたび[ ]を整備するため、4条の転用届出をされたものです。

周辺につきましては、北側は[ ]、東側、西側及び南側は[ ]となっており、汚水は公共下水道へ接続、雨水は道路側溝へ放流されることから、周囲の農業経営に影響はないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議 長

次に、日程第7、報告第46号と日程第8、報告第47号は敷地が同じで関連いたしますので、一括して議題といたします。

本件につきまして、事務局から説明と調査内容の報告を求めます。

事務局

ただいま議題となりました報告第46号及び報告第47号につきまして、ご説明申し上げます。

議案書3ページ、参考資料は10ページからでございます。

報告第46号の届出地の所在は、桜[ ]、地目は、台帳[ ]、現況[ ]、面積は[ ]平方メートルで、報告第47号の届出地の所在は、桜[ ]、地目は、台帳[ ]、現況[ ]、面積は[ ]平方メートルです。

報告第46号の届出人は、[ ]氏、持ち[ ]、他[ ]名、転用目的は[ ]で、報告第47号の届出人は、[ ]号、[ ]氏で、転用目的は[ ]となっています。

本2件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和5年7月19日に専決し、処理するものでございます。

続きまして、調査報告書を代読いたします。

届出地は、[ ]から[ ]へ約[ ]メートル行ったところにある土地です。

届出人は、[ ]氏、他[ ]名と[ ]氏で、届出地においては、昭和[ ]頃から[ ]として使用されており、当時、農地法に対する認識がなかったことから、転用の届出をされておらず、この度、始末書を添付のうえ、4条の転用届出をされたものです。

周辺につきましては、北側は[ ]、南側は[ ]、東側は[ ]、西側は[ ]となっており、汚水は公共下水道へ接続、雨水は道路側溝へ放流されることから、周囲の農業経営に影響はないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議 長

次に、日程第9、報告第48号と日程第10、報告第49号は、専決処理の報告の件、農地法第5条第1項第6号の規定による所有権移転届出受理となります。

それでは、日程第9、報告第48号を議題といたします。

本件につきまして、事務局から説明と調査内容の報告を求めます。

事務局

ただいま議題となりました報告第48号につきまして、ご説明申し上げます。

議案書4ページ、参考資料は12ページからでございます。

届出地の所在は、稲 [ ]、地目は、台帳、現況共に [ ]、面積は [ ] 平方メートルです。

譲受人は、 [ ] 氏です。

譲渡人は、 [ ] 氏で、転用目的は [ ] となっています。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和5年7月3日に専決し、処理するものでございます。

続きまして、調査報告書を代読いたします。

届出地は、 [ ] から [ ] へ約 [ ] メートル、 [ ] へ約 [ ] メートル行ったところにある農地です。

譲渡人は、 [ ] 氏で、譲受人の [ ] が、 [ ] のため、所有権を移転するものです。

周辺につきましては、北側及び東側は [ ]、西側は [ ]、南側は [ ] と [ ] となっており、汚水は公共下水道へ接続、雨水は道路側溝へ放流されることから、周囲の農業経営に影響はないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議 長

次に、日程第10、報告第49号を議題といたします。

本件につきまして、事務局から説明と調査内容の報告を求めます。

事務局

ただいま議題となりました報告第49号につきまして、ご説明申し上げます。

議案書4ページ、参考資料は14ページからでございます。

届出地の所在は、半町 [ ]、地目は、台帳、現況共に [ ]、面積は [ ] 平方メートルです。

譲受人は、 [ ]



氏です。

譲渡人は、氏、持ち分分の1、他名、転用目的はとなっています。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和5年7月7日に専決し、処理するものでございます。

続きまして、調査報告書を代読いたします。

届出地は、の約メートルに位置する農地です。

譲渡人は、で、譲受人のが、を整備するため、所有権を移転するものです。

周辺につきましては、東西南北ともとなっており、汚水は公共下水道へ接続、雨水は道路側溝へ放流されることから、問題はないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議 長

ただいま報告のありました7件につきまして、質疑等ございましたら、発言をお願いします。

ないようでございますので、次に、日程第11、報告第50号、農地等状況報告の件を議題といたします。

本件につきましては、各委員さんからの報告を別紙資料のとおり、事務局でまとめておりますので、補足の説明や特に報告のある委員さんがおられましたら、発言をお願いします。

ないようでございますので、以上で本日の会議日程は、全部終了いたしました。

何か連絡事項はございますか。

事務局

〈基本構想について説明〉

〈農地パトロールの報告要領について説明〉

〈次回日程と日程の変更について報告〉

親 和 会

〈親和会 稲野幹事から報告〉

議 長

これをもちまして令和5年第8回箕面市農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会 午後2時22分)

上記は、令和5年第8回箕面市農業委員会総会の議事経過であり、箕面市農業委員会会議規則第20条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長	稲垣 恵一
署名委員	神代 繁 近
署名委員	川上 加津子